

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)
(当たるときの翌日)

鳥取県勤労青少年福祉事業基本計画

目次

◇告 示 鳥取県勤労青少年福祉事業基本計画の策定

告 示

鳥取県告示第三百二十五号

勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）第七条第一項の規定に基づき、鳥取県勤労青少年福祉事業基本計画を策定したので、同法同条第三項において準用する同法第六条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 第1 総説
- 1 目的
- 2 勤労青少年福祉対策の基本的考え方
- 3 計画の期間
- 第2 本県における労働青少年の職業生活の現状と将来
- 1 勤労青少年人口の減少と需給のひび迫
- 2 勤労青少年の職場適応
- 3 勤労青少年の離転職
- 4 余暇時間の増大
- 5 有職青少年の非行
- 第3 勤労青少年の福祉増進のための事業
- 1 勤労青少年の福祉増進に関する気運のじよう成
- 2 適職の選択および職業への適応に関する措置
- 3 職業訓練の奨励
- 4 職場環境の整備
- 5 余暇の充実
- 6 勤労青少年育成事業
- 7 非行防止
- 8 その他

第1 総説

1 目的

この計画は、勤労青少年の福祉に関する事業を計画的に推進するため、勤労青少年福祉法第7条の規定に基づき、その事業の基本となるべき計画を定め、もつて勤労青少年の福祉の増進をはかることを目的とする。

2 勤労青少年福祉対策の基本的考え方

すべての勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に将来の産業および社会をになう者であることにかんがみ、その福祉対策は、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに有為な職業人として健やかに育成することを旨とし、その基本的な考え方は、つぎのとおりである。

(1) 若年労働力確保のためではなく、勤労青少年自身の幸福の増進をはかることを目標とする。

(2) 勤労青少年がみずからすぐれた職業人、社会人として健やかに成育することを援助するために、その条件の整備をはかるものであつて、勤労青少年自身の自主的な努力をそこなうことのないようにする。

(3) 勤労青少年を受け入れる企業や地域社会、県、市町村が一体となつて勤労青少年の福祉増進の実をあげることに努める。

3 計画の期間

この計画の期間は、公表の日から昭和51年3月31日までとする。
なお、新たにあらわれる諸問題について常に検討を行ない、必要がある場合には計画の補正を行なうものとする。

第2 本県における勤労青少年の職業生活の現状と将来

1 勤労青少年人口の減少と需給のひつ迫

15歳から19歳までの青少年人口は、昭和40年、5万8,000人(15歳から24歳までは、9万3,000人)、昭和45年、5万2,000人(9万7,000人)であつたが、昭和50年には、4万5,000人(9万1,000人)に減少するものと推定される。

また、中学校および高等学校を卒業した者の上級学校への進学率は、昭和40年、それぞれ、73.1%、23.8%(全国平均67.4%、24.5%)、昭和45年、それぞれ85.2%、28.0%(全国平均78.7%、23.3%)であつたが、今後さらに全国平均を上回る進学率上昇の傾向は続くものと推定される。

ただ、県外への就職者については、県内産業の振興から雇用需要が増大したこと、および賃金その他採用条件の格差が縮小したことなどが要因となつて年々減少の傾向を示しており、県外流出の比率は、昭和40年、中卒67.3%、高卒58.8%であつたものが、昭和45年には、それぞれ、36.8%、48.4%となつているが、県外流出傾向は依然として根強いものがあり、予断を許さないものがある。

このような状況の中で、15歳から19歳までの青少年の就業人口は、昭和40年、1万2,000人(15歳から24歳は、4万人)であり、昭和45年の1万1,000人(4万7,000人)は、昭和50年においても大体横ばいに推移するものと推定されるが、県内の求人倍率は、昭和40年に、中卒3.1倍、高卒2.1倍であつたものが、昭和45年には、4.6倍および3.3倍となつており、この計画期間中を通じて勤労青少年の需給のひつ迫は持続するものとみられる。

2 勤労青少年の職場適応

(1) 技術革新の進展は、一般に産業、職業に高度の知識、技能および広範な情報などの要求を強めてきており、また、技能工、生産工程従事者についても高度の技能に加え、総合的な判断力、適応力が求められる傾向にある。

勤労青少年が今後十分職業に適応し、希望と生きがいをもつて勤労に従事するためには、その職業にふさわしい高い知識、技能が必要であり、技能および専門的知識を修得する機会をより多く与えるようにすることが必要とされる。

(2) 他方急速な技術革新は、作業の標準化、単純化、分業化、高度化などによる単調労働の増加をもたらしており、また、労働の密度も高くなつてきている。これは一般に勤労青少年にいわゆる倦怠感、焦燥感、孤独感などを与えており、職場における人間関係の不調和とともに人間味外、職業に起因する精神性疲労、神経障害等看過し得ないものを生みだす原因となつていゝる。零細企業の圧倒的に多い本県においても、産業は今後工業生産を中心に拡大する見込みであり、今後、さらにこれらの問題が深刻化することが予測され、適切な対策が必要とされる。

また、進学率の上昇とともにホワイトカラー志向性がより強まることと考えられるが、このことと産業の要請との調和について、職業適応上問題が大きく浮かび上がつてこよう。

3 勤労青少年の離転職

最近勤労青少年の離転職が社会的関心事となつていゝる。離転職そのものは、本人の人生目標に従つて行なわれる場合、本人

の希望に反つた適職につく場合、家庭の事情による場合など必ずしも否定されるべきものばかりではないが、職業人として、また社会人としての基礎を作るべき成長過程において、衝動的、無計画に離転職をくり返すことは、技能の修得、職業生活設計の樹立等の時機を失し、なかには転落、非行の原因ともなるなど好ましいことではない。

昭和45年度における調査によれば、本県内新規中卒、高卒就職者の離転職率は、就職後、2年以内に各約36%、就職後3年以内に各約46%となつていゝる(全国約40%、50%強)。これは、青少年期特有の悩みや情ちよ不安定などを根底にもつ職場生活への不適応、労働時間、賃金に対する不満、将来性に対する不安、体力不足などが大きな要因とみられるが、この傾向は、高度経済成長及び、人手不足による雇用機会の増大と相まつて持続するものと予想され、適切な対策の推進が肝要とされる。

4 余暇時間の増大

労働時間の短縮による余暇時間の増加、賃金の上昇による所得の増加は、勤労青少年の余暇のすてし方に大きな影響を与えていゝる。余暇時間は、単に疲労を回復するための消極的な意味の時間であるばかりでなく、生活の充実、人間形成、心身の鍛練、地域社会への参加等をはかる積極的意義をもつ時間であるという認識が強まつていゝるなかで、余暇時間の有効活用についての指導および利用施設の設置の重要性はますます加つてきていゝる。

このことは、雇用されて働く青少年についてはばかりでなく、その他のすべての働く青少年について重視すべき問題であるが、農業に従事する青少年については、農業の機械化、省力化などにより、余暇時間

は、増大傾向にあり、特に農村から通勤している青少年よりも、通勤に要する時間がいらぬことにより、その時間はより多く、また時期的な繁閑などもあり、余暇対策について、特別な配慮を要するものと考えられる。

5 有職青少年の非行

勤労青少年の離転職、余暇等の増大は、その健全化の方向を誤れば非行につながる恐れが大きい。有職少年の刑法犯(交通事故関係を除く。)、々犯不良行為についてみると、昭和40年にそれぞれ164名、538名(有職少年総数比1.4%、4.5%)であつたものが、昭和45年には、同じく164名、1,838名(同1.4%、16.7%)と増大している。

この面からも安易な離転職の防止、余暇時間の健全な過ごし方等の指導の要が痛感される。

また、道路交通法違反の関係についてみると、昭和40年には1,562名であつたものが、昭和45年には2,299名に増加している。これは運転者人口の激増にも基因するものと思われるが、今後とも違反増加が見込まれることから、将来、職場のみならず社会をになう勤労青少年の問題として、この対策には格別の留意を要するものと考えられる。

第3 勤労青少年の福祉増進のための事業

上述したような勤労青少年の職業生活の動向の見通しについて当面する経済不安の推移いかんによつては、若干の修正を要する事態の発生が予測される。

しかしながら、若年層に関する限り、大きな変動はないものと考えられるのみならず、その対策は、勤労青少年対策の基本的かつ長期的考え方から立脚し、経済の変動によつて大きく左右されることなく、あくまで勤労青少年の福祉そのものを基調として進められるべきものとの観点に立ち、現時点における見通しを基礎にして、この動向に対応し、その労働条件、意識、就業状況等を考慮しつつ、総合的に施策を進めることとするが、特に重点としてつぎの事業を実施するものとする。

1 勤労青少年の福祉増進に関する気運のじよう成

勤労青少年の福祉を増進するためには、広く県民の間に、その気運をじよう成することが必要であり、このため、つぎのとおり措置するものとする。

(1) 勤労青少年の実態掌握および広報

常に勤労青少年の産業別、規模別等就業状況、労働条件、意識、余暇利用状況等その一般に対する指導、啓発のための広報活動を行う。

(2) 「勤労青少年の日」の普及

勤労青少年の福祉増進について事業主および社会一般の関心と理解を深め、かつ、勤労青少年が勤労に従事する者としての自覚をもち、みずから進んで有為な職業人として成育しようとする意識を高めるため、「勤労青少年の日」を中心として、これにふさわしい事業を実施する。この際、国、関係民間団体および事業主等の協力を求めるものとする。

2 適職の選択および職業への適応に関する措置

勤労青少年については、職業、生活設計を通じて、人生に希望をもちうる状態におくことが望ましく、充実した職業生活を営み、有為な職業人として健やかに成育するためには、適切な職業選択が行なわれ、職業に対する適応性の増大をはかることが必要であるので、つき事項を中心に措置する。

(1) 新規学卒者に対する早期選考の防止

新規学卒者の減少から逐年求人難が深刻化するに伴い、早期選考の傾向が強まっているが、このことは、生徒の適正な職業選択を阻害するのみならず学校教育上支障をおよぼすなどの弊害を生じているので、高卒者を中心に早期選考防止につき特別に配慮し、引き続きこの徹底をはかることとする。

(2) 学校との関係体制の強化

進学率の上昇により、高卒者が新規学卒者の中核を占める実情にあるが、学校における職業紹介業務の適正な運営を促進するため、特に高校を中心にその学校の実情に即した「職業紹介業務運営要綱」の策定について指導および助言を行ない、このうえとも学校との関係体制の強化をはかる。

(3) 職業適性検査の拡大実施とその活用による職業指導の充実

新規学卒者は職業選択についての意識も浅く、また、就職機会が容易にえられることなどから安易に職業を選ぶ傾向がみられ、ひいては早期離転職の要因ともなっている。

このため、中学は就職希望者全員に対し、また、高校についても積極的に職業適性検査等を実施するとともに、職業指導を充実し、

本人の適性と希望、能力等に見合った職業選択が行なわれるよう努める。

(4) 職場適応指導の充実

新規学卒者の就職後における職場適応の実をあげるため、年少就職者相談員制度を活用して年少就職者に対する職場適応の促進、雇用管理の改善、離転職者の実情は握等を積極的に行なうほか、職場適応状況調査（職業訓練生に対する調査を含む。）および長期実態調査（3年継続）を実施し、職場における問題点を掌握することにより適切な職場適応指導を行なう。

3 職業訓練の奨励

(1) 職業訓練受講機会の確保

技術革新のいつそその進展等の情勢に対処し、勤労青少年が職業の変化に円滑に対応しうる幅広い適応力を身につける機会を広く確保するため、新規学卒者を中心とした公共職業訓練および事業主等の行なう職業訓練について、強力な推進をはかるとともに、職業訓練の必要性についても積極的に幅広く啓発活動を行なうものとする。

(2) 技能尊重気運のじよう成

今なお、学歴偏重等の風潮が根深く存在しており、技能労働者に対する適正な評価、処遇は、いまだ充分に行なわれていない現状であるので、このような風潮を改め、勤労青少年を含む技能労働者が正しく評価され、処遇されるよう技能尊重気運のじよう成に努めるものとする。

4 職場環境の整備

勤労青少年が希望と意欲をもって勤労に従事するためには、職場の

00417

組織、制度、労働条件および設備の面での整備、職業心理の面からの配慮、人間関係の重視等、職場環境の整備が重要であり、今後さらに事業主の行なう勤労青少年福祉増進対策について、つぎの事項を中心に指導を行なう。

(1) 職業訓練、職業教育受講に対する配慮

今後の産業社会のなかで勤労青少年が有為な職業人として成育していくためには、かなり高い知識や技能が求められるようになると考えられるので、勤労青少年の知識、技能の修得促進のため、勤労青少年を雇用する事業主に対し、職業訓練や教育を受けるための時間について特別に配慮するよう啓発する。

特別に配慮されるべき勤労青少年は、法定職業訓練の受講者、高等学校の定時制、通信制課程の在籍者のほか、後期中等教育段階の青少年で、その職業能力向上のための知識、技能、資格を得るために、各種学校に通学する者とする。

(2) 勤労青少年福祉推進者の選任

勤労青少年の職場適応を容易にするために、事業主が選任することとなった勤労青少年福祉推進者は、職場における勤労青少年の福祉推進の中核となるものであるから、その選任のすみやかな普及とその資質向上のための指導を行なう。指導にあたっては、当面、20歳未満の勤労青少年を20人以上雇用する事業場を対象とする。

(3) 労務管理適正化の促進

事業主の行なう勤労青少年の労務管理については、第1総説2勤労青少年福祉対策の基本的考え方が具現されるよう、つぎの事項を中心に措置をすすめる。

ア 事業主に対する啓発

イ 勤労青少年福祉推進者講習会の実施

ウ 労務管理者講習会の実施

エ 中小企業集団の行なう労務管理講習会の指導

オ 労働関係保険制度、中小企業退職金共済制度等への加入促進

カ 勤労青少年の作業環境の改善、安全、衛生教育の充実、単調労働、交代制勤務等についての特別配慮に関する指導

5 余暇の充実

今後ますます増加の傾向にある余暇時間については、勤労青少年が十分に休養し、一般に同年輩の学生、生徒に比し劣っている体位、体力を向上させるとともに、疎外感や孤独感を克服し、その主体的参加意識、創造的意欲を充分生かして、人間性の回復や自己啓発、社会参加等のために活用し、心身ともに健やかに成育できるようその有効活用を促進し、福祉の増進をはかることが重要であり、つぎの事項を中心に措置する。

(1) 余暇活動のための福祉施設等の整備

勤労青少年とくに中小企業に働く青少年については、余暇活動のための福祉施設等に恵まれていないので、この整備、充実に努める。

ア 勤労青少年ホームの設置

県下4市に1ホームを目標として設置を勧奨し、国の補助金導入と県の助成に努める。

イ 県立青年の家の拡充および新設

既存の県立青年の家の拡充とあわせ、西部地区に対する新設を

検討する。

ウ 公民館の充実

農村部青少年に対しては、以上の施設の活用をはかるとともに、特に農村部公民館の充実に努める。

エ 体育施設の充実

雇用促進事業団の設置する体育施設の誘致に努めるほか、市町村スポーツ広場の整備および市町村プール建設に対する助成を行なうなど、体育施設の充実に努める。

オ 学校体育施設の活用

学校体育施設の開放とあわせ屋外運動場の夜間照明設備の普及に努める。

カ 河川敷の利用

屋外体育施設の補充として利用するため、河川敷の整備に努める。

キ キヤンプ場の整備等

キヤンプ場の整備、サイクリングロード、遊歩道の建設、整備に努める。

ク 事業所の設置する労働福祉施設の充実

事業所に対し、労働福祉施設の設置を勧奨するとともに、この資金につき、県が行なう労働管理改善資金のわくの拡大と中小企業退職金共済事業団が行なう融資の導入に努める。

(2) 指導者の養成

余暇の過ごし方については、勤労青少年が自主的、主体的に決めることが好ましいが、同時に、適切な指導と助言を得られるように

することが重要と考えられるので、勤労青少年が適時適切に、熱意と能力のある指導者を得られるよう、勤労青少年ホーム、その他の福祉施設、勤労青少年育成団体、勤労青少年のクラブ等に、勤労青少年の余暇生活について指導、助言できる指導者の養成に努める。

(3) 勤労青少年のクラブ活動の振興

勤労青少年の積極的な余暇活動の推進をはかるためには、上記福祉施設の整備および指導者の養成と相まって、勤労青少年が自ら積極的に余暇時間を充実できるような機会を多面的に提供することが重要である。このため、勤労青少年ホーム、公民館等を拠点としたクラブ活動の振興をはかるとし、つぎの事項を中心に措置する。

ア クラブ結成、加入の促進

勤労青少年ホーム、公民館等を拠点とし、また、市町村の開設する青年学級、職場青年学級等を母体としたクラブの結成、加入の促進

イ クラブリーダーの講習会、研修会の実施ならびにこれらに対する派遣

ウ 青少年の野外活動指導者養成講習会の実施

エ 農村部青少年組織活動の育成および県外グループとの交流、交歓会、先進地視察等の実施

オ クラブ紹介、優良グループの表彰

カ 団体育成功労者の表彰

(4) 余暇活動振興事業の実施

勤労青少年の芸術鑑賞能力の向上およびスポーツ、芸能、文化の

各分野における青年の交流の場として、青少年芸術劇場および青少年大会等を開催するとともに、中小企業集団の行なう福祉事業の充実をはかる。

6 勤労青少年育成事業

勤労青少年の余暇については、上記のようにその充実をはかるとともに、青少年自身が教養を高め、社会的視野を広めて、自主活動が充実かつ活発化するよう助長することが必要であり、この対策としての事項を中心に措置する。

- (1) 新就職者研修
- (2) 青年学級に対する指導、助言
- (3) 青年の国際交流
- (4) 勤労青少年育成団体に対する指導援助
- (5) 青少年育成功労者の表彰
- (6) 農村教育青年会議の開催

7 非行防止

非行少年の早期発見、早期補導により、青少年の健全な育成をはかるため、職業補導連絡協議会の強化および少年補導センターに対する助成と指導連絡を行なう。

また、交通違反防止をはじめとする交通安全については、関係当局の取組み等のみにたよることなく、グループ指導、余暇指導その他勤労青少年育成対策全般を通じ、機会をとらえ啓発する。

8 その他

勤労青少年の福祉については、国、地方公共団体、事業主、育成団体等が一体となつて、その増進の実をあげるよう努めることが肝要で

あり、これらの連絡調整の円滑化をはかるため、県青少年問題協議会の運営につき、この上の充実をはかるとともに、市町村行政体制の整備につき協力を求めるものとする。